

〇八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月29日条例第2号

改正

令和7年3月27日条例第5号

八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現を図るため、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利である「自己情報コントロール権」を尊重するとともに、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 実施機関の職員は、本人以外から個人情報を収集する場合、要配慮個人情報を収集する場合及び保有個人情報を第三者に提供する場合にあつては、その必要性を慎重に判断しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成等）

第4条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成しなければならない個人情報ファイル簿のほか、当該実施機関が保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成するものとする。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、別に定める場合を除き、当該実施機関の長は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

5 実施機関は、前項の規定による通知に係る個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

（個人情報管理責任者）

第5条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、個人情報管理責任者を定めなければならない。

（訂正請求）

第6条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報のほか、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求をした場合における手続及び当該請求に係る審査請求については、法に定める訂正請求の例による。ただし、法第90条第3項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、訂正の請求に対し、当該訂正の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正の請求を拒否することができる。

（利用停止請求）

第7条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報のほか、自己を本人とする保有個人情報法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、同項各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求をした場合における手続及び当該請求に係る審査請求については、法に定める利用停止請求の例による。ただし、法第98条第3項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、利用停止の請求に対し、当該利用停止の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止の請求を拒否することができる。

（開示決定等の期限）

第8条 開示決定等は、開示請求があつた日から8勤務日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を17勤務日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

- 第9条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から25勤務日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料)
- 第10条 開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として、白黒複写、カラー複写その他規則で定める区分ごとに1枚130円を超えない範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。
(八幡市情報公開・個人情報保護審議会への諮問等)
- 第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八幡市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。
- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づく安全管理措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 2 実施機関は、次に掲げる事案について、規則で定めるところにより、定期的に審議会に報告するものとする。
- (1) 個人情報を本人以外から収集した事案
 - (2) 保有個人情報を収集した目的以外の目的に利用した事案
 - (3) 保有個人情報を実施機関以外のものに提供した事案
 - (4) 保有個人情報を取り扱う事務を委託した事案
 - (5) その他実施機関が必要と認める事案
(運用状況の公表)
- 第12条 市長は、毎年6月末日までに、各実施機関における前年度の保有個人情報の開示等その他の個人情報保護の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。
(委任)
- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(八幡市個人情報保護条例の廃止)
- 第2条 八幡市個人情報保護条例(平成12年八幡市条例第24号)は、廃止する。
(経過措置)
- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の八幡市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条の2、第4条の2第3項及び第14条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受けている者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受けていた者
 - (3) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受け、当該委託を受けた処理業務(以下「受託業務」という。)に従事している者又はこの条例の施行前において受託業務に従事していた者
 - (4) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者
 - (5) この条例の施行の際現に公の施設の管理業務(旧条例第4条の2第1項に規定する管理業務をいう。以下同じ。)に従事している者又はこの条例の施行前において公の施設の管理業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第17条、第21条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。
- 3 第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第12条第1項の個人情報ファイルのうち、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報(この条例の施行前において旧実施機関の職員が職務上作成し、若しくは取得した旧個人情報であって、当該旧実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有していたもの又は管理業務に従事していた者が管理業務上作成し、若しくは取得した旧個人情報であって、当該管理業務に従事していた者が組織的に用いるものとして保有していたものに限る。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、本市の区域外において各本項の罪を犯した者に対しても適用する。
- 6 第1項第2号に掲げる者若しくは同項第4号に掲げる者の代表者又は同項第2号に掲げる者若しくは同項第4号に掲げる者の代理人、使用人その他の従業者が、受託業務又は管理業務に関して第3項又は第4項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、第1項第2号に掲げる者又は同項第4号に掲げる者に対しても、第3項又は第4項の罰金刑を科する。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
(八幡市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 第5条 八幡市附属機関の設置に関する条例(昭和44年八幡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(八幡市情報公開条例の一部改正)

第6条 八幡市情報公開条例(平成11年八幡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第7条 八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八幡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(八幡市行政不服審査条例の一部改正)

第8条 八幡市行政不服審査条例(平成28年八幡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和7年3月27日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する条例その他の定め適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
